

## 金初の世襲萬戸に就いて

### 三 上 次 男

猛安の上に立つ軍指揮官としての萬戸の他に、金初、世襲萬戸なる官があつた。

金史太祖本紀天輔二年三月庚子條に、黃龍府攻略に大功のあつた婁室が、當時金に取つて重要なるその地方に女眞戸を移さん事を請ひ、許されて諸路の謀克戸を率ゐて移住せる事を述べて、

以婁室言黃龍府地僻且遠、宜重戍守、乃命合諸路謀克、以婁室爲萬戸鎮之。

とある。金初に於ける萬戸の稱はこれを以て初見とするが、蓋し多數謀克戸の集團の長であつた爲に、かかる名稱が附されたものと推測される。

遼の天慶四年、生女眞諸部を率ゐて遼に叛旗を翻

した阿求虎水完顔部の巨酋阿骨打(後の太祖)は寧江州の一戦に遼軍を破り、翌年收國と建元、金國と號した。さうして東滿洲に於ける遼の勢力を驅逐し、全女眞統合なる大事業を完成したのはそれより二年を経た天輔元年、即ち遼の天慶七年のことである。その後金は銳意、新領土の整理、舊部族の統制に努めてゐたが、更に天輔六年に至り、宋との盟約によつて遼を挾撃し、忽ちの内に遼の上京・中京・西京を抜き、同年末には燕京にすら入城した。天輔七年、太祖阿骨打殂落し、太宗立つや、天會三年には天祚帝を内蒙の奥深く捕へて遼の社稷を覆し、次で同年末よりは宋と事を構へて北宋を亡ぼし、天會末年には遂に滿洲より北支那に及ぶ支那史上顯著なる一帝國を建設したのである。

金は東北滿洲の一隅から起つてかくの如き發展をなしたが、建國の初めより種々なる制度の制定が行はれた。國家最高政治機關として勃極烈制の制定さ

れたるが如き、又は金室完顔氏の直屬部及び新領土が新定猛安謀克制の下に統一されたが如き、或ひは舊同盟女眞諸部に對して孛董制の存置が許されたるが如き、皆建國直後、時の情勢に應じて施行されたものである。世襲萬戸もかゝる際に於て設けられた特殊なる地方長官であつた。

然らば地方長官としての萬戸は如何なる性質を有してゐたであらうか。これに關する一般的なる記載としては金史卷四十四兵志兵制沿革條に、

凡猛安之上置軍帥、軍帥之上置萬戸、萬戸之上置都統。

と見えるに過ぎぬ。我々はこれによつて萬戸が金初の軍帥或ひは都統に類似せる性質を有してゐた事を單に知り得るのみである。

かくて余は劈頭に掲げた黃龍府萬戸に關する史料を列擧し、これより萬戸の諸特質を抽出し、以てその性質を明かにしなければならぬ。さて先づ黃龍府萬

戸に叙せられたる婁室の傳には、

太祖取黃龍府、婁室請曰、黃龍一都會且僻遠、苟有變則鄰郡相扇而起、請以所部屯守、太祖然之、仍合諸路謀克、命婁室爲萬戸、守黃龍府。

とあり、萬戸の牧民官たる事が明かにされてゐる。

萬戸は黃龍府附近に移された諸路の謀克戸の集團を統べる長であつたのである。更にその後の黃龍府萬戸に就ては婁室の長子、活女の傳(三)に、

婁室薨、襲合札猛安、代爲黃龍府路萬戸。

とあり、又その弟なる謀衍の傳(三)に、

皇統四年、其兄活女襲濟州路萬戸、以親管奧吉猛安讓謀衍、朝廷從之、權濟州路萬戸。

と見え、更にその弟、仲(石古乃)の傳(三)にも、

皇統初充護衛、授世襲謀克、天德元年攝其兄活女濟州萬戸、部內稱治、除濱州刺史。

と記されてゐる。これによれば婁室の長子活女は父の死と共に、その合札猛安を嗣ぎ、同時に黃龍府萬戸

をも襲つた。承襲の年次は婁室の薨去せる天會八年十二月を去る遠からざる時であつたと思はれる。かくの如く牧民官としての萬戸が世襲であつた事は、天德三年十一月に發せられた海陵の詔に、

癸亥、詔罷世襲萬戸官。

とあるのによつても知られるが、これに就ては更に後に述べる。尙次子たる謀衍の傳によれば、彼の兄活女が濟州路(黃龍府路の後名)萬戸を襲つたのは熙宗の皇統四年であつた様にもとり得るが、それでは婁室の薨じた天會八年から十五年後となり、餘りにも時日が距り過ぎてゐる。皇統四年にかゝるのは、活女が濟州路萬戸を襲つた時を云ふのではなく、恐らく謀衍が親管奧吉猛安を兄より讓られ、且つ權濟州路萬戸となつた時の事であらう。黃龍府は熙宗の天眷三年、濟州と改められてゐる。活女傳に彼が黃龍府路萬戸となつたとあるのも、その承襲が天眷三年以前であつた事を證するに足りる。其他字尤魯阿

魯罕傳 金史卷九十一 にも、

字尤魯阿魯罕隆州程萬葛山人、年八歲選習契丹字、再選女直字、既壯爲黃龍府路萬戸令史。

とあり、黃龍府萬戸の下には令史なる官の存した事も知られる。

かくてこれ等の記載により、都統・軍帥の如く軍を統轄すると共に牧民官たりし萬戸が世襲なる事、權萬戸も存する事、更に萬戸であると同時に猛安たるを得る事等が知られた。さうして黃龍府萬戸が、事實上牧民官であつた事は、仲傳の記事によつて一層明かとなり、又その下に令史なる胥吏の存した事によつても考へられる。

かくの如く世襲萬戸の牧民官なりし事は明かである。然らばこれは、如何なる場合、又如何なる地方に設けられたのであらうか。以下これに就て考へる爲に、世襲萬戸に關する史料を列擧するを便とする。

一、胡里改路、國初置萬戸、海陵例罷萬戸、乃改置節

度使。

二、浦與路、國初置萬戶、海陵例罷萬戶、乃改置節度使。

三、恤品路、節度使、遼時爲率賓府置刺史、本率賓故地、太宗天會二年以耶懶路都宰董所居地瘠、遂遷于此、以海陵例罷萬戶、置節度使。(以上金史<sup>卷二</sup><sub>十四</sub>地理志上京路條)

四、熙宗捕魚混同江、網索、純曹國王宗敏乘醉鞭馬入江、手引繫網大繩、沉於水中、熙宗呼左右救之、倉卒莫有應者、思敬躍入水、引宗敏出、熙宗稱歎、賞賚甚厚、擢右衛將軍、襲押懶路萬戶、授世襲謀克。

(思敬傳<sup>金史卷七</sup><sub>十</sub>)

以上の四例の内、初めの三例に「海陵例罷萬戶」とあるのは海陵本紀天德三年十一月條に「癸亥、詔罷世襲萬戶官」とあるのと一致し、これ等が世襲萬戶であつた事は明かである。又第四例も「襲押懶路萬戶」とあるから、正しく世襲萬戶であつた事が知られる。

金初の世襲萬戶に就いて

世襲萬戶に關する確實なる史料は黃龍府路の例を加へた以上の五例に盡さる。

今これ等の史料を検すると、世襲萬戶は先の黃龍府路と云ひ、今の胡里改路・浦與路・恤品路と云ひ、或ひは押懶路と云ひ、何れも特殊なる地方と關係のある事に氣がつくであらう。しかもこれ等の諸地方は凡てこれ女真人居住地であつて、金では内地と稱されたる特殊地域であつたのである。即ち黃龍府路とは今の農安を中心とせる地方、胡里改路とは牡丹江下流地方、浦與路とは東流松花江北の地方、恤品路とはニコリスタを中心とした露領沿海州の方面、押懶路は耶懶路と同じく賓江州寧古塔を中心とした地方を云つてゐる。金ではこれ等の地方を一括して上京路と稱し、女真族の根據地として特別なる行政區となした。金史<sup>卷二</sup><sub>十四</sub>地理志上京路條に見える地方的な路名——胡里改路・浦與路・恤品路・合懶路——はこの意味のものに他ならぬ。

第二四卷

六〇五

しかも世襲萬戸の所在地が悉くこれ上京路特別行政區と關係のあることは、本官の性質を規定するものとして最も注意を要する。即ち世襲萬戸は、女真族の根據地たる特別區路の長であつて、その地方の女真人統治に當つてゐたのである。さうして世襲萬戸が多分に豪族的性質を帯びてゐた事は後に述べる。尙上京路中、特別區路として擧げられた四路の内、合懶路に萬戸の名の見えないのは、この地方が高麗との關係上、都統司が置かれてゐた爲と考へられる。<sup>(10)</sup>

世襲萬戸は其後太宗・熙宗の時代を通じて行はれたが、海陵の天德三年に至り、遂に政治的諸事情の爲に廢止された。海陵本紀金史卷四天德三年十一月條に、

癸亥、詔罷世襲萬戸官、前後賜姓名各復本姓。

とあり、又先に擧げた地理志の記事にも、海陵例罷萬戸」と見える。又廢止の事情に就ては兵志金史卷四十四

禁軍之制條に詳し。

天德三年、以元帥府爲樞密院、○天德二年十二月罷萬戸之官、詔曰、太祖開創、因時制宜、材堪統衆、授之萬戸、其次千戸及謀克、當時官賞未定、城郭未下、設此職、許以世襲、乃權宜之制、非經久之利、今子孫相繼專攬威權、其戸不下數萬、與留守總管無異、而世權過之、可罷是官、若舊無千戸之職者、續思增置、國初時賜以國姓、若爲子孫者皆令復舊。

こゝに「萬戸之官」とあるのは世襲萬戸官なる事は明かである。さうしてこれによれば國初特別なる必要によつて設けられた萬戸は、その職が世襲なる爲に次第に地方に勢力を蓄へ、屬戸は數萬を下らず、留守・總管にさへも匹敵する様になつたと記るされてゐる。この事は大金國志卷六太宗紀天會八年條に、

金國以萬戸比都總管之職、千戸比節度使、百人長比刺史、若解軍職出官、對格換授此。

とあるのに相當る。かゝる世襲萬戸も遂に海陵天德

三年十一月、「今子孫相繼專攬威權、其戸不下數萬、與留守總管無異、而世權過之」の理由を以て廢されたのである。

これは金帝海陵より云へば當然なことと思はれる。世襲萬戸は女真人の本據なる上京路各特別區の長であり、又設置當時の事情から考へると、彼等は國初よりその地方を撫定するに足る實力を備へてゐたに違ひない。設置當時に於てすら、萬戸はその地方の豪族或ひは權力者であつた。況んや萬戸が父から子へと世襲されるに及んでは、彼等の地方に於ける勢力は牢乎として抜くべからざるものとなつた事は云ふまでもなからう。これは上京路方面の舊勢力を最も恐れた海陵、且つは宇内の完全なる統制を目指した海陵にとつては正に三思すべき重大事であつた。

海陵は周知の如く熙宗を弑して帝位に即いた、いはゞ篡奪者である。故に彼は反海陵の舊勢力を最も恐れ、且つ忌み嫌ひ、これ等反海陵勢力を排撃驅逐す

る事に力めた。彼は即位の翌天徳二年四月、宗室なる太傅領三省事宗本・尙書左丞相唐括辯・判大宗正府事宗美及び「太宗子孫七十餘人、周本國王宗翰子孫三十餘人、諸宗室五十餘人」を虐殺し、續いて熙宗によつて定められた猛安謀克の上中下三等級制をも廢止し、更に翌天徳三年三月壬辰には舊勢力の中心地なる上京會寧府より新都燕京（中都）への遷都の計畫を發表した。さうして彼はその後も種々の制度の變改を行つて彼の勢力による宇内の完全なる統制に全力を傾倒したのである。天徳三年十一月、世襲萬戸の廢止された時は正にかゝる情勢にあつた事を注意しなければならぬ。即ち世襲萬戸の廢止も亦海陵の舊勢力驅逐策及び中央集權強化策の、工作に他ならなかつたのである。

かくて久しく女真人の本據なる上京路各地に豪族的勢力を振つてゐた世襲萬戸は廢止される。さうしてその後設けられたのは中央政府の直接指揮下に

ある節度使であつた。先に擧げた地理志金史卷二十四 上京

路條に見える世襲萬戸の例の何れにも、

海陵例罷萬戸、乃改置節度使。

とあるのは、明かにこれを傳へてゐる。

重ねて云ふ。天徳三年に廢止されたのは世襲萬戸

の官であつて、單なる軍指揮官としての萬戸ではな

い。軍指揮官としての萬戸に就ての問題は自ら別で

ある。金代を通じてそれが存続した事は、これに關

する夥しい史料によつて知られるが、こゝには一二

の例を擧げるに止めよう。

一、天會五年、伐宋之役、調燕山・雲中・中京・上京・東

京・遼東・平州・遼西・長春八路民兵隸諸萬戸、其

間萬戸亦有專統漢軍者。(兵志金史卷四十四)

二、正隆六年、調諸路兵伐宋、及調民馬、使彥敬主會

盃・蒲與・胡里改三路事、改吏部尙書、充南征萬

戸。(白彥敬傳金史卷八十四)

三、大定二年、改河南路副都統、駐軍諸州之境、是時

宋陷汝州、殺刺史烏古孫麻潑、及漢軍二千人、宗

尹遣萬戸字尤魯定方、完顏阿喝懶、夾谷清臣、烏

古論三合、渠雛訛只、將騎四千往攻之。(宗尹傳

註

(1) 拙稿「金初の勃極烈について」(史學雜誌四十八篇第八號)。

(2) 金史(卷七二)婁室傳。

(3) 完顏婁室神道碑(滿洲金石志稿所收)には、この事を傳へて、

「戰於蕪黎山、大破之、完顏遂下川、成、徽三州、徙其人民於威

州、黃龍之地、於是太祖命王爲黃龍路統牧」とあり、萬戸の

牧民官なることが明かに示されてゐる。

(4) 金史(卷七二)活女傳。

(5) 同、謀奮傳。

(6) 同、仲傳。

(7) 金史(卷三)太宗本紀天會八年十二月丁丑條。

(8) 金史(卷五)海陵本紀。

(9) 或る場合に於ては世襲萬戸と都李董とは同一人の事があつ

たかも知れぬ。押懶路の如き天會二年まで迪古乃が都李董

として居住して居り、それ以後は率賓路(恤品路)へ移住し

てゐる(金史卷七〇、忠傳)。

(11) 金史(卷五)海陵本紀。

(12) 拙稿「猛安謀克制の研究」通論第四章第一節参照。

(13) 海陵はこの他にも正隆元年、上京路の宗室及び宗室猛安を北支那に移住せしめてゐる(「猛安謀克制の研究」通論第四章第二節)。

金初の世襲萬戸に就いて

第二四卷

六〇九